福島県

相馬市
二本松市
伊達市
本宮市
伊達郡桑折町
伊達郡国見町
安達郡大玉村
岩瀬郡鏡石町
岩瀬郡天栄村
南会津郡下郷町
南会津郡桧枝岐村
南会津郡只見町
南会津郡南会津町
耶麻郡北塩原村
耶麻郡西会津町
耶麻郡磐梯町
耶麻郡猪苗代町
河沼郡会津坂下町
河沼郡湯川村
河沼郡柳津町
大沼郡三島町
大沼郡金山町
大沼郡昭和村
大沼郡会津美里町
西白河郡西郷村
西白河郡泉崎村
西白河郡中島村
西白河郡矢吹町
東白川郡棚倉町
東白川郡矢祭町
東白川郡塙町
東白川郡鮫川村
石川郡石川町
石川郡玉川村
石川郡平田村
石川郡浅川町
石川郡古殿町
田村郡三春町
田村郡小野町
相馬郡新地町

○農林水産省告示第千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　京都府京都市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

京都市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　京都府京都市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字下東小字佐織谷一一二の一、一一二の二、一一七の一、一一八、一一九の一、一二〇、一二〇の一から一二〇の三まで、一二一、一二一の一、一二一の乙、一二二、一二二の一、一二三の二、一二三、一二三の一、一二三の六、一〇六九、一〇六九の二、一〇七〇、一〇七一、一〇七三、一〇七四、一〇七四の二、一〇七五、一〇七六、一〇七七の一、一〇七七の二、一〇七七の乙、一〇七八、一〇七九、一〇七九の一、一〇八〇から一〇八四まで、一〇八四の乙、一〇八五から一〇八八まで、一〇八八の二、一〇八九から一〇九三まで、小字座尾一二三の三から一二三の五まで、一二三の七、一二三の八、一二四、一二四の一から一二四の三まで、一二四の三の乙、一二四の四から一二四の七まで、一二五、一二五の一から一二六の三まで、一二六、一二六の一から一二六の三の乙、一二六の四、一二六の五、一二六の五の乙、一二六の六、一二七、一二七の一、一二七の二、一二八の一から一二八の三まで、一二八の三の乙、一二八の四、一二八の五、一二八の五の乙、一三〇の一、一三〇の一の乙、一三六の一、一三六の一の乙、小字宮ノ谷一二八、一二九、一二九の一から一二九の七まで、一三〇、一三一、一三一の一から一三一の三まで、一三二、一三二の一、一三二の二、一三四、一三四の一から一三四の四まで、一三五、一三五の乙、一三六、一三八の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字佐織谷一二〇の三・一二一の一の乙・一〇七四・小字座尾一二七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字引土小字八田峠八一四、八一五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　保安林の所在場所　京都府亀岡市篠町山本北一七、三八、四六、六八、八一、八二、八五、八六の二

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦